

# あきた材県内住宅販路強化事業 実施要領

制定 令和7年4月1日 林産－27

あきた材県内住宅販路強化事業（以下、「本事業」という。）の実施については、秋田県財務規則及び秋田県林業関係補助金等交付要綱及びあきた材県内住宅販路強化事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによる。

## 第1 趣旨

本事業は、県産材利用に積極的に取り組む工務店グループ等に対して支援することで、地域の木材を優先利用する「ウッドファーストあきた」を実現させるほか、住宅分野における県産材製品の需要を喚起させることにより、県内の木材需要の更なる拡大を図り、県産材の利用を定着させ「秋田県2050年カーボンニュートラル」宣言に資することを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。

### (1) 県産材

秋田県内（以下「県内」という。）の森林から生産された原木又は県内の森林を中心として生産された原木（注1）（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品（注2）を含む。）であって県内で製材・加工した木材製品。

注1：県内の森林を中心として生産された原木とは、隣県（青森県・岩手県・宮城県・山形県）で生産された原木（丸太）をいう。

注2：一次加工品とは、主に高次加工品（フローリング等）の原料として、輸入された製品をいう。

### (2) 構造材及び下地材

大引、束、棟木（隅木、谷木含む）及び母屋、垂木、根太、筋交、間柱、窓まぐさ、窓台、野縁、胴縁、野地板、合板等の構造及び下地の用に供する製品。

### (3) 主要構造材

柱（通し柱・管柱）、梁及び桁（胴差を含む）の用に供する製品であって、別記1に掲げるもの。

### (4) 工務店グループ等

県産材を利用した住宅を積極的に建築しようとする工務店等が組織する、実績として年間20戸以上の新築木造住宅を建築するグループ又は1者でこれを満たす工務店等であり、かつ別に定める「県産材製品の利用強化に関する協定」（以下、「協定」という。）を県と締結した工務店等

### (5) 事務委託団体

秋田県と委託契約を締結し、当該事業における工務店グループ等の補助金申請に係る書類の審査等を行う団体。

## 第3 事業の内容等

### 1 事業内容

県と協定を締結した工務店グループ等が実施する次の取組に対して支援する。

#### (1) 別記2に掲げる県産材利用率が基準を満たす住宅の建築

(2)「秋田県産材利用促進CO<sub>2</sub>固定量認証制度」による二酸化炭素固定量認証書の発行

## 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、「県産材製品の利用強化に関する協定締結要領」（以下、「協定締結要領」という。）に基づき、秋田県と協定を締結した工務店グループ等とする。

## 第4 県の補助

### 1 補助の対象

事業実施主体が、別記2の基準を満たす住宅を建築する戸数。ただし、事務取扱要領第3の3により承認された戸数とする。

### 2 補助の条件

住宅の新築に県産構造材や下地材を利用した場合であって、次の(1)から(6)の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 県内で建築した新築木造住宅（戸建注文、戸建建売、戸建貸家、住宅兼店舗、長屋建住宅等）であること。
- (2) 主要構造材には別記1で定める木材製品が利用されていること。
- (3) 別記2に掲げる県産材利用率の基準を満たしていること。
- (4) 検査済証等の発行年月日が別記3に定める期間内であること。
- (5) 県又は事務委託団体による補助金申請に係る書類の審査を別記3に定める期間内に受けること。
- (6) 県及び事務委託団体が行う調査等に協力するものであること。

### 3 補助金の額等

別記2に掲げる県産材利用率の基準による。

通 常 枠：1戸当たり定額15万円

チャレンジ枠：1戸当たり定額7万円

## 第5 その他

- (1) 事業実施に関して必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定める。
- (2) この補助金は、国の省庁等が所管する他の補助金等と重複して受けることができるものとする。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年1月22日付け林産－717による「ウッドファーストあきた県内住宅販路強化事業事務取扱要領」は廃止する。

■ 別記 1（第 2 の (3)、第 4 の 2 の (2) 関係：主要構造材の定義）

- (1) J A S 人工乾燥処理構造用製材品
- (2) J A S 構造用集成材
- (3) 乾燥秋田スギ認証製品

■ 別記 2（第 3 の 1 の (1)、第 4 の 2 の (3) 関係：利用率の基準）

県産材利用率は次のとおりとし、以下の式により算定するものとする。

- (1) 通 常 枠：74%以上
- (2) チャレンジ枠：50%以上

$$\frac{\text{主要構造材 並びに 構造材及び下地材 で} \\ \text{あって 県産材であるものの利用量 (m}^3\text{)}}{\text{延べ床面積 (m}^2\text{)} \times 0.16 \text{ (m}^3\text{/m}^2\text{)}} \times 100 = \text{県産材利用率 (\%)} \\ \text{延べ床面積 (m}^2\text{)} \times 0.16 \text{ (m}^3\text{/m}^2\text{)}$$

■ 別記 3（第 4 の 2 の (4) (5) 関係：完成年月日等）

令和 7 年 3 月 2 2 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで